

第 14 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 7 年 8 月 12 日 (火)
- 2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1 階 会議室
- 3 出席委員 1 番 水 谷 政 利 2 番 小 野 もと子 3 番 石 崎 吉 男
4 番 廣 瀬 栄 5 番 山 崎 美 榮 子 6 番 飯 村 伸 一
7 番 三 輪 正 8 番 高 橋 浩 9 番 萩 原 重 信
10 番 高 野 濟 11 番 山 口 和 明 13 番 本 岡 孝
14 番 小 松 與 平
- 4 欠席委員 12 番 栗 原 茂
- 5 事務局 事務局長 櫻 井 浩 司 課長補佐 大和田 誠
係 長 山 本 茂 輝
- 6 審議議案
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 4 号 非農地証明願の意見の決定について
- 議案第 5 号 農地改良協議について
- 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
- 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出の取消願について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 4 号 制限除外の農地の移動届の報告について
- 報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 6 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について
- 7 会議の顛末

開 会 午後 2 時 35 分

議長) 只今より、第 14 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 13 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には、1 番水谷委員、2 番小野委員の 2 名をお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1 班、小野委員、三輪委員、本図委員、茂垣推進委員、中嶋推進委員、2 班、水谷委員、山崎委員、高野委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、農地中間管理機構の特例事業の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 3 名で約 89 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、2 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約43アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 本図委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番については、

6番及び7番、8番と関連がございますので、一括審議といたします。それでは、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号5番及び6番、7番、8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約63アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っていませんが、所有権移転後は、じゃがいもを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番及び6番、7番、8番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。5番及び6番、7番、8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番及び6番、7番、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番及び6番、7番、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号 11番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、11番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11番については、許可することに決定いたします。続いて、12番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、許可することに決定いたします。続いて、13番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号 13番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で約86アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後は、じゃがいもを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、13番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13 番については、許可することに決定いたします。続いて、14 番については、令和 7 年 8 月 8 日付けで取下願が提出され、取下げとなっています。続いて、15 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 15 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 1 名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、15 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。15 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、15 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、15 番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第 1 号につきましては、取下げのあった 14 番を除く 14 件の申請について、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 2 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、車庫を建築するにあたり、自宅敷地内ではスペースが足りないため、隣接する農地の一部を転用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処します。転用することによって周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 1 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第 2 号の申請については、許可するものと決定いたしました。次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案 3 第号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 1 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 本図委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 3 号 2 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10 h a 以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第 1 種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号に当たりますので、第 1 種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、レンコン農家を営んでおりますが、自宅敷地と隣接する本申請地を併せて農家住宅として転用するべく、申請に及んだものです。なお、平成 27 年頃から、駐車場及び貨物コンテナ置き場として使用してしまい、始末書が添付されております。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 2 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を有効利用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、現在叔母の離れを借りて居住されておりますが、手狭なため自己住宅を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、宅地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、釣り堀及び飲食業を営んでおりますが、来客者の増加に伴い、現在使用している駐車場では手狭になっているため、本申請地を転用したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、再生可能エネルギー普及のため、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。転用目的は、農産物加工施設となることから、農地法施行令第4条第1項第2号イ、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、麦芽の製造販売を営んでおりますが、今般、本申請地に麦芽製造作業場の建築及び資材置場、従業員の駐車場を設置したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。雨水は、敷地内浸透処理します。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。転用目的は、農産物加工施設となることから、農地法施行令第4条第1項第2号イ、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、麦芽の製造販売を営んでおりますが、今般、本申請地の隣地で麦芽製造作業場の建築を計画されており、資材置場及び訪問者の駐車場を設置したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、建設業を営んでおりますが、事業拡大に伴い、既存の資材置場では手狭なため、本申請地を転用し、自身が役員を務める法人に貸し付けるべく、申請に及んだものです。なお、隣接地の建物が一部越境しているため、始末書が添付されております。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号10番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、借家に居住されておりますが、実家の母が高齢となり、同居するための自己住宅を建築するため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、敷地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 4 号 11 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、宅地と雑種地等によりに囲まれた、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を有効利用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 11 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 本図委員の報告が終わりました。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 3 号 12 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を有効利用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 12 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 本図委員の報告が終わりました。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、13 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 3 号 13 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、環境保全に寄与するため、耕作予定のない本申請地に太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用をするべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 13 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第 3 号の 13 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 4 号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 4 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、前所有者によって、農業用倉庫として使用され、20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、1 番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号2番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地の一部として使用され、25年経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第4号の2件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第5号、農地改良協議についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第5号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地が周辺の土地と高低差があり、雨水がたまりやすい状況であるため、平地にする土壌改良行い、じゃがいもを作付けする計画です。現地を調査したところ、申請のとおり、必要な改良だと判断いたしました。また使用する土の質に関しても問題ないと思われまます。よって、1番については農地改良協議に同意しても差し支えないと思われまますが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番については、農地改良協議に同意することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、農地改良協議に同意することに決定いたします。次に、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 6 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号から第 6 号についてですが、内容は議案書 12 ページから 22 ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第 1 号から報告第 6 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、報告第 1 号から報告第 6 号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第 14 回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 15 分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 7 年 8 月 12 日

議事録署名人

議 長

1 番

2 番